

ひょうご産業SDGs認証事業ロゴマーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「ひょうご産業SDGs認証事業実施要綱」に基づき、兵庫県（以下「県」という。）が認証した企業（以下「認証企業」という。）であることを表すために作成した、ひょうご産業SDGs認証事業ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 前条のロゴマークのデザインは、別図のとおりとする。

- (1) 標準ロゴマーク
- (2) スタンダードステージ
- (3) アドバンストステージ
- (4) ゴールドステージ

(使用対象者)

第3条 ロゴマークを使用できるのは、次の各号に定める者（以下「使用者」という。）とする。

- (1) 認証企業（但し、認証を受けた区分のロゴマークに限る。）
- (2) 県及び公益財団法人ひょうご産業活性化センター（以下「センター」という。）
- (3) その他、県及びセンターがロゴマークの使用を認めた者

(ロゴマークの使用)

第4条 ロゴマークは、認証企業であることの証明及びSDGsに関する活動の広報を目的とする場合にのみ使用し、次の使用は禁じる。

- (1) 法令又は公序良俗に反する方法で使用する事。
- (2) 特定の個人、政党又は宗教団体を県が支援し、又は公認しているような誤解を与える方法で使用する事。
- (3) 商品及びサービスを県が支援し、又は公認しているような誤解を与える方法で使用する事。
- (4) 意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標登録及び知的財産に関する権利の設定又は登録をすること。
- (5) その他、知事が不相当と認める方法で使用する事。

(使用方法)

第5条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別図に定める指定のカラーを使用すること。
- (2) 変形（縦横比が等しい拡大又は縮小を除く。）や、ロゴマークの外枠の範囲内に

他の文字や色等を配置しないこと。

(使用料)

第6条 使用料は、無料とする。

(使用期間)

第7条 使用期間は、認証期間内とする。

(使用者の責任)

第8条 ロゴマークの使用により県及びセンターに損害を与えた場合、県及びセンターは、その賠償を請求することができる。

2 ロゴマークの使用に起因する事故、苦情又は第三者との紛争が生じた場合、使用者は、速やかに県及びセンターに報告するとともに、自己の責任と負担においてその処理に当たらなければならない。

3 前項の場合において、使用者に生じた損害に対し、県及びセンターは、損害賠償その他法律上の一切の責任を負わないものとする。

(報告)

第9条 県及びセンターは、使用者に対して、必要に応じて使用状況等の報告を求めることができる。

(使用の禁止)

第10条 第4条に規定する使用目的に反した場合、県及びセンターは、当該使用者に対し、ロゴマークの使用禁止を命じることができる。

2 前項の命令を受けたときは、ロゴマークの使用を速やかに止めなければならない。

(その他)

第11条 ロゴマークに関する著作権は県及びセンターに属し、その運用に関する事務は、県産業労働部地域経済課及びセンター経営推進部成長支援課において行う。

2 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和6年9月12日から施行する

(1) 標準ロゴマーク



(2) スタンドステージ



(3) アドバンストステージ



(4) ゴールドステージ

